

小城市ハラスメント防止条例（素案）

カスタマーハラスメントやパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのあらゆるハラスメントは、安心して仕事や生活をする機会を奪い、安定した経済活動にも支障を生じさせるなどの問題を引き起こし、誰もがその被害者や加害者になり得るものである。

小城市は、こうした現状を踏まえ、誰もが安心して仕事や生活ができる環境を実現し、人にやさしい小城市づくりを進めるとともに、社会全体であらゆるハラスメントの無い公正かつ持続可能な社会を目指すため、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、社会全体でハラスメントの無い社会を目指すため、あらゆるハラスメントの防止に関し、基本理念を定め、小城市（以下「市」という。）、事業者及び市民等の責務を明らかにすることにより、事業者の安定した事業活動を促進し、かつ、市民等の安全安心な生活を確保し、もって公正かつ持続可能な社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 市の区域内（以下「市内」という。）で事業（非営利目的の活動を含む。）を行う法人その他の団体（国県等の機関を含む。）又は事業を行う場合における個人をいう。
- （2） 市民等 市内で居住、通勤、通学及び訪問等、市に関わるあらゆる個人をいう。
- （3） あらゆるハラスメント 暴言や暴行、脅迫、過度な要求、性的な言動、その他の違法又は不当な言動により、他者に身体的、心理的、性的又は経済的な損害や不利益、苦痛を与える行為をいう。

（基本理念）

第3条 あらゆるハラスメントは、個人の尊厳、名誉及びプライバシーなどの人格を不当に傷つけ、安全、健康及び豊かな生活を侵害し、個

人のその能力を十分に発揮する機会や可能性を奪うだけでなく、事業者の安定した事業活動の継続にも影響を及ぼすものであるとの認識の下、市、事業者及び市民等が、それぞれの立場からあらゆるハラスメントの防止に取り組むものとする。

（あらゆるハラスメントの禁止）

第4条 何人も、いかなる場においても、あらゆるハラスメントを行ってはならない。

（市の責務）

第5条 市は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、事業者及び市民等に対し、あらゆるハラスメントの防止に関する情報提供、啓発その他必要な施策を実施するものとする。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントの防止に主体的かつ積極的に取り組むものとする。

2 事業者は、就業者が何らかのハラスメントを受けた場合には、速やかに就業者の安全を確保するとともに、当該行為を行った者に対し、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3 事業者は、就業者があらゆるハラスメントを行わないように、必要な措置を講ずるものとする。

（市民等の責務）

第7条 市民等は、基本理念にのっとり、あらゆるハラスメントに係る問題に対する関心と理解を深めるとともに、多様な価値観や他者の尊厳を尊重し、互いに支えあう社会の実現に努めるものとする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行する。